

教員がより力を発揮し教育に専念できるあり方について

(資料集)

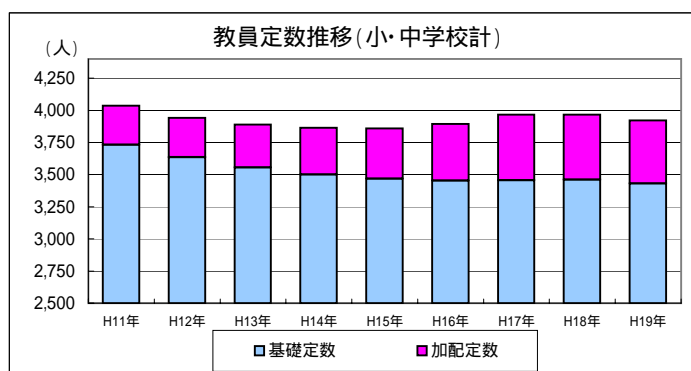
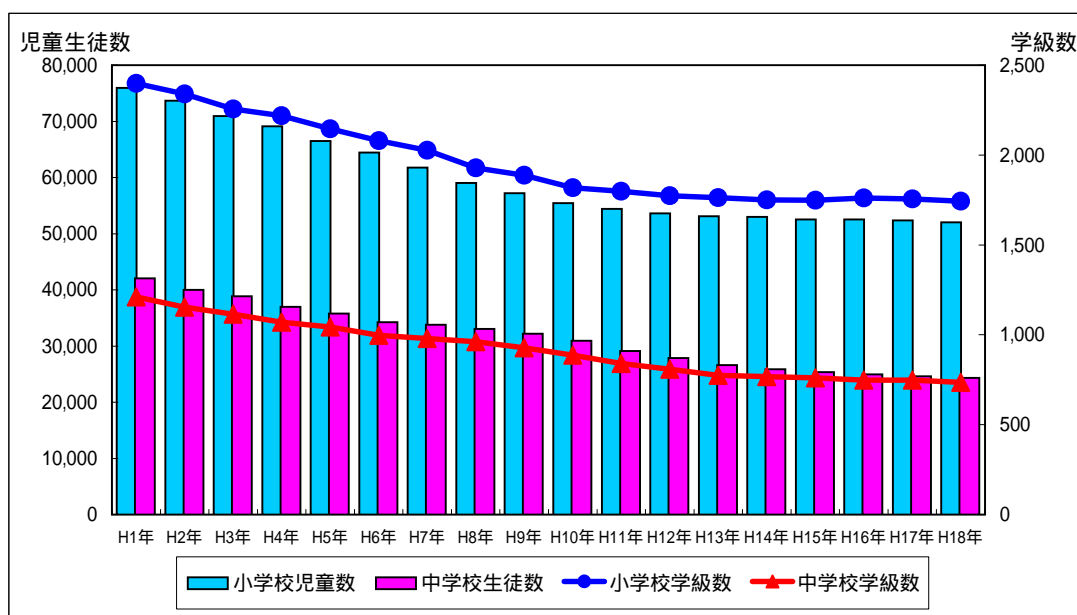
目 次

教職員定数改善と少人数学級の実施にかかる動き	2
児童生徒数・学級数及び教員数の推移	3
教員採用状況の推移	4
平成19年度男女別年齢構成表	5
病気休職者の推移	6
教職員のメンタルヘルスについて	7
過重労働による健康障害防止対策について	8
副校長等の新たな職の設置について	9
教員免許更新制の概要について	11
学校、家庭、地域の連携に関する教員、保護者の意識	12
(~ アンケート調査結果より ~)	
スクールミーティングで出された主な意見・要望	16
本市の生徒指導の現状・課題・方向性	19
市単費講師事業の経緯	20
スクールヘルパーの現状と課題	21
学校支援ラインの概要	22
学校支援ライン・チームの活動状況	23
スクールカウンセラー活用事業について	24
教育センターにおける研修体系	25
教員の長期社会体験研修事業	26
教職員の人事評価制度	27
指導力不足教員の人事管理システム	28
優れた教員の表彰制度	29

教職員定数改善と少人数学級の実施にかかる動き

計画・年度	国	福岡県	北九州市
第1次改善計画 (昭和34年～38年)	学級編制及び教職員定数の 標準の明定 【50人学級】		
第2次改善計画 (昭和39年～43年)	45人学級の実施及び養護 学校教職員の定数化等 【45人学級】		
第5次改善計画 (昭和55年～ 平成3年)	40人学級の実施 【40人学級】		
第7次改善計画 (平成13年度)	標準法を改正し、国の標準 (40人)を下回る特例的な学 級編制基準を設定すること を可能とした。		
第7次改善計画 (平成15年度)	標準法を弾力的に解釈し、 特例的な場合に限らず、全 県一律に国の標準(40人)を 下回る一般的な学級編制基 準を設定することを可能とし た。		市費で非常勤講師を任用 し、少人数習熟度別指導を 充実
第7次改善計画 (平成16年度)	加配教員も少人数学級編制 の要員に充てられることとし た。	基礎定数による学級編制の 弾力化及び研究指定による 小学校第1、第2学年の少人 数学級を実施	
平成18年度		研究指定による少人数学級 の対象を小学校全学年に拡 大	
平成20年度		研究指定による少人数学級 の対象を中学校1学年まで 拡大	小学校1年生及び 中学校1年生にお いて少人数学級を 実施
平成21年度			小学校2年生まで 少人数学級を拡大

児童生徒数・学級数及び教員数の推移



		平成 2年	平成 3年	平成 4年	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	
児童生徒数	小学校	75,957	73,664	70,938	69,106	66,497	64,425	61,790	59,014	57,189	55,446	54,398	53,629	53,083	52,979	52,528	52,562	52,344	52,043	
	中学校	42,050	39,990	38,876	36,972	35,772	34,247	33,767	33,061	32,216	30,945	29,137	27,846	26,603	25,889	25,373	24,965	24,643	24,308	
	計	118,007	113,654	109,814	106,078	102,269	98,672	95,557	92,075	89,405	86,391	83,535	81,475	79,686	78,868	77,901	77,527	76,987	76,351	
学級数	小学校	2,398	2,340	2,256	2,218	2,145	2,080	2,026	1,929	1,888	1,818	1,798	1,774	1,763	1,751	1,749	1,761	1,756	1,744	
	中学校	1,210	1,154	1,115	1,071	1,043	998	979	961	927	886	840	808	775	767	760	747	747	736	
	計	3,608	3,494	3,371	3,289	3,188	3,078	3,005	2,890	2,815	2,704	2,638	2,582	2,538	2,518	2,509	2,508	2,503	2,480	
教員数	小学校	基礎定数									2,276	2,241	2,208	2,205	2,187	2,186	2,204	2,199	2,181	
		加配定数										169	169	185	219	235	257	292	287	278
		定数計										2,445	2,410	2,393	2,424	2,422	2,443	2,443	2,486	2,459
	中学校	基礎定数										1,457	1,394	1,348	1,297	1,281	1,267	1,252	1,263	1,250
		加配定数										135	137	148	144	156	185	218	218	212
		定数計										1,592	1,531	1,496	1,441	1,437	1,452	1,452	1,481	1,462
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,037	3,941	3,889	3,865	3,859	3,895	3,895	3,967	3,921	

1 各年度とも5月1日現在の数

2 特別支援学級を含む児童生徒数及び学級数

教員採用状況の推移

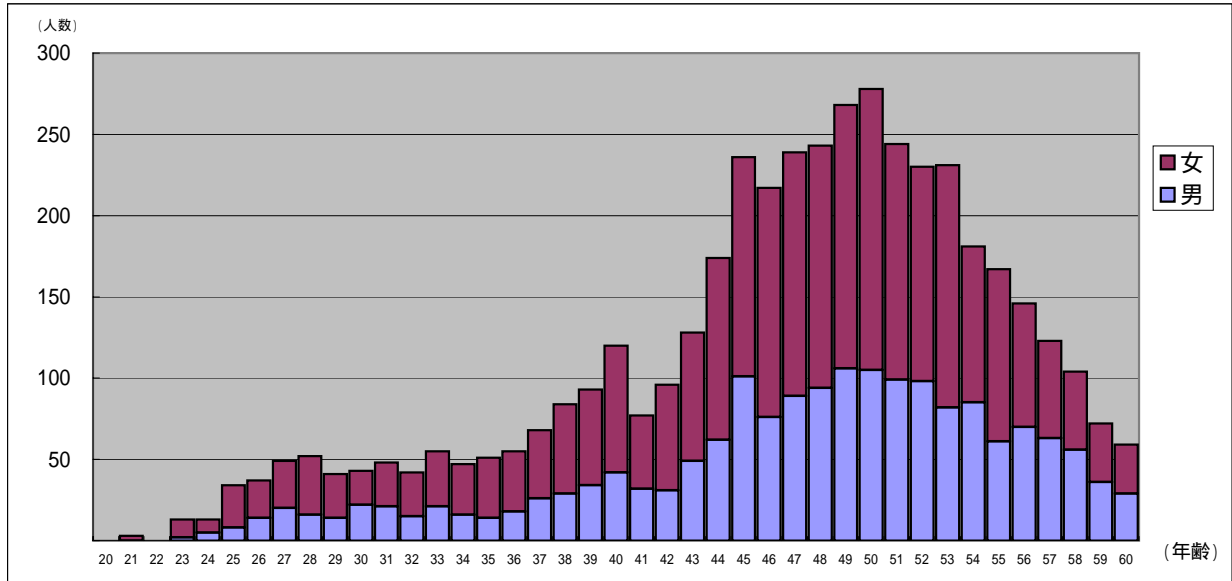
区分	平成11年度 (10年度実施)	平成12年度 (11年度実施)	平成13年度 (12年度実施)	平成14年度 (13年度実施)	平成15年度 (14年度実施)	平成16年度 (15年度実施)	平成17年度 (16年度実施)	平成18年度 (17年度実施)	平成19年度 (18年度実施)	平成20年度 (19年度実施)
小学校	3 (133)	3 (119)	4 (102)	21 (216)	53 (270)	50 (305)	59 (317)	59 (318)	59 (313)	59 (297)
国語						2 (47)	2 (55)	3 (61)	3 (43)	4 (39)
社会						1 (50)	2 (57)	3 (80)	3 (71)	4 (63)
数学	1 (13)	2 (26)	2 (26)	2 (26)	6 (32)	6 (36)	8 (48)	9 (56)	13 (49)	8 (38)
理科	2 (18)	1 (20)	1 (15)	2 (19)	4 (29)	2 (40)	2 (31)	5 (37)	3 (26)	4 (23)
音楽			3 (56)			1 (26)	1 (27)	1 (22)	1 (25)	2 (22)
美術			0 (6)	1 (19)		1 (12)	1 (27)	1 (17)	1 (26)	2 (13)
保体	2 (26)	1 (32)	3 (31)	1 (36)	4 (41)	9 (61)	8 (92)	10 (98)	11 (86)	10 (86)
技術	2 (5)	1 (9)	0 (5)			2 (17)	2 (7)	1 (12)	1 (6)	1 (6)
家庭							1 (27)	1 (30)	1 (24)	1 (19)
英語	2 (41)	1 (41)	1 (36)	1 (43)	2 (44)	4 (45)	2 (49)	5 (80)	3 (61)	4 (52)
小計	9 (103)	6 (128)	10 (175)	7 (143)	16 (146)	28 (334)	29 (420)	39 (493)	40 (417)	40 (361)
特別支援学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5 (43)
養護教諭	2 (69)	2 (45)	1 (30)	2 (45)	3 (43)	3 (42)	2 (56)	3 (58)	5 (54)	5 (55)
幼稚園										
合計	14 (305)	11 (292)	15 (307)	30 (404)	72 (459)	81 (681)	90 (793)	101 (869)	104 (784)	109 (756)

注 ()内は受験者数

平成19年度 男女別年齢構成表

職種：全教職員

平成19年4月1日現在



- 1 年齢は、平成20年3月31日現在、現員数は作成日現在。
- 2 休職者、在籍専従者、研修中の者を含む。

年齢	小学校			中学校			特別支援学校			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
60	17	21	38	8	4	12	4	5	9	29	30	59
59	18	26	44	15	9	24	3	1	4	36	36	72
58	33	30	63	18	11	29	5	7	12	56	48	104
57	31	35	66	23	12	35	9	13	22	63	60	123
56	32	45	77	25	22	47	13	9	22	70	76	146
55	24	67	91	21	22	43	16	17	33	61	106	167
54	45	54	99	34	25	59	6	17	23	85	96	181
53	44	108	152	29	29	58	9	12	21	82	149	231
52	54	88	142	32	22	54	12	22	34	98	132	230
51	41	108	149	52	21	73	6	16	22	99	145	244
50	48	115	163	42	37	79	15	21	36	105	173	278
49	52	108	160	43	40	83	11	14	25	106	162	268
48	37	98	135	49	31	80	8	20	28	94	149	243
47	36	100	136	43	30	73	10	20	30	89	150	239
46	29	103	132	39	21	60	8	17	25	76	141	217
45	47	81	128	48	33	81	6	21	27	101	135	236
44	28	74	102	28	30	58	6	8	14	62	112	174
43	19	43	62	28	32	60	2	4	6	49	79	128
42	13	39	52	14	20	34	4	6	10	31	65	96
41	14	28	42	16	16	32	2	1	3	32	45	77
40	21	53	74	20	20	40	1	5	6	42	78	120
39	18	38	56	16	19	35	0	2	2	34	59	93
38	17	35	52	12	18	30	0	2	2	29	55	84
37	14	16	30	12	22	34	0	4	4	26	42	68
36	8	17	25	10	17	27	0	3	3	18	37	55
35	3	16	19	11	21	32	0	0	0	14	37	51
34	5	16	21	11	13	24	0	2	2	16	31	47
33	11	20	31	10	14	24	0	0	0	21	34	55
32	9	14	23	6	12	18	0	1	1	15	27	42
31	11	15	26	10	11	21	0	1	1	21	27	48
30	9	12	21	12	8	20	1	1	2	22	21	43
29	11	20	31	3	7	10	0	0	0	14	27	41
28	5	25	30	11	9	20	0	2	2	16	36	52
27	6	21	27	13	8	21	1	0	1	20	29	49
26	10	21	31	4	0	4	0	2	2	14	23	37
25	7	22	29	1	3	4	0	1	1	8	26	34
24	3	5	8	2	3	5	0	0	0	5	8	13
23	1	9	10	1	1	2	0	1	1	2	11	13
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	831	1749	2580	772	673	1445	158	278	436	1761	2700	4461
平均年齢	47.2	46.1	46.5	46.3	44.7	45.6	50.9	48.8	49.5	47.2	46.0	46.5

- 1 年齢は、平成20年3月31日現在、現員数は作成日現在。
- 2 休職者、在籍専従者、研修中の者を含み、再任用者を含まない。

病気休職者の推移

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
精神・神経系	小学校	10 (1)	6 (1)	12	19	15	13
	中学校	10 (1)	9 (1)	7 (1)	10	9	10
	特別支援学校	7 (1)	9 (1)	11 (1)	6	7 (1)	6 (1)
	計	27 (3)	24 (3)	30 (2)	35	31 (1)	29 (1)
腫瘍	小学校	3	7 (1)	3 (1)	6 (2)	5	7
	中学校	2	2 (1)	1 (1)	0	1	1
	特別支援学校	0	0	0	1	0	1
	計	5	9 (2)	4 (2)	7 (2)	6	9
循環器系	小学校	0	0	0	1 (1)	1 (1)	1
	中学校	0	0	0	1	1	1
	特別支援学校	0	0	0	0	0	1
	計	0	0	0	2 (1)	2 (1)	3
呼吸・消化器系	小学校	0	1	0	0	0	0
	中学校	1	0	0	0	1	0
	特別支援学校	0	0	1	1	1	0
	計	1	1	1	1	2	0
その他	小学校	5	4	1	4	4	2
	中学校	1	0	2	1	0	3
	特別支援学校	1	0	2	0	4	0
	計	7	4	5	5	8	5
計	小学校	18 (1)	18 (2)	16 (1)	30 (3)	25 (1)	23
	中学校	14 (1)	11 (2)	10 (2)	12	12	15
	特別支援学校	8 (1)	9 (1)	14 (1)	8	12 (1)	8 (1)
	計	40 (3)	38 (5)	40 (4)	50 (3)	49 (2)	46 (1)

注1) 休職者数は、各年度における新規休職者に前年度からの休職更新者を加えた実数

注2) 各欄の()内の数値は事務職員又は栄養職員の人数で内数

注3) 平成19年度については、19年4月から20年1月末までの数である。

教職員のメンタルヘルスについて

概 要

精神性疾患により病休、病気休職を取得する教職員が増加しており、教職員のメンタルヘルス対策が急務となっているため、対策を行うもの

対 策

保健指導・相談体制の充実

- ・ 教職員保健室の設置（15 設置済）
- ・ 保健師の配置（14～15 嘱託配置、16 主査配置）
- ・ 保健師による保健指導、相談の実施（14 から段階的に実施中）
- ・ 精神科医による保健指導（16 新規事業）
- ・ 教職員互助会「こころの健康相談室」の開設（15 開設済）
- ・ 産業医による健康管理体制の充実（19 開始）
- ・ 健康診断の総合判定、事後指導など総合健康管理体制の確立（17 以降）

研修・啓発の充実

- ・ メンタルヘルス教職員研修（教育センター事業、14 開始）
- ・ 新採校長研修での安全衛生管理講話（15 開始）
- ・ 管理職用ガイドブック「新自治体メンタルヘルス」の配付（15 配付）
- ・ 新任教頭研修、新採教職員研修での保健師講話（16 開始）
- ・ 北九州市職員の心の健康づくりのための指針通知（17 配布）

過重労働による健康障害防止対策について

実施の目的

労働安全衛生法第66条の8及び第66条の9の規定に基づき、職員の健康に与える影響を考慮し、長時間労働を行わせた場合に、医師による面接指導等を行い、職員の健康の確保を図るとともに、職員の在校時間の把握による適正な勤務時間の管理、年次休暇の使用促進、定時退校日の実施などと併せた総合的な取組みを行う。

面接指導体制

1 対象者

北九州市立学校（園）に勤務する県費負担教職員（正規職員及び常勤講師）及び市費負担職員（北九州市立高校及び市立幼稚園の正規教員）で、次のいずれかの要件に該当する職員

- ① 勤務時間外における在校時間のうち、休憩時間を除いた時間の合計が月100時間以上又は2ヶ月間の平均が80時間以上のある場合で、面接指導を希望する職員
- ② 上記①の時間に満たない職員で、疲労の蓄積又は健康上の不安により面接指導を希望する職員
- ③ 上記①、②以外の職員で、学校（園）長が面接指導の受診を必要と認めた職員

2 実施内容

- ①産業医面接による保健指導
- ②産業医の判断による健康診断
- ③産業医による職場への助言指導 等 ※業務は健診機関に委託

3 実施日 平成20年2月1日～

勤務時間外の在校時間の把握

各職員が、毎日の勤務時間外の在校時間（時間外勤務命令の有無にかかわらず）を「健康管理のための在校時間把握表」に記入（入力）し、それを毎月初めに管理職へ提出することで、勤務時間外の在校時間の把握を行う。

副校長等の新たな職の設置について

1 概要

平成19年6月の学校教育法等の一部改正により、設置することが可能となった新たな職（副校長、主幹教諭、指導教諭）について、校長を中心とした組織的・機動的な学校運営体制の確立や教育指導体制の改善・充実を図るため、平成20年4月から段階的に配置を行うもの。（福岡県教育委員会が県内の公立小・中学校に配置することを決定）

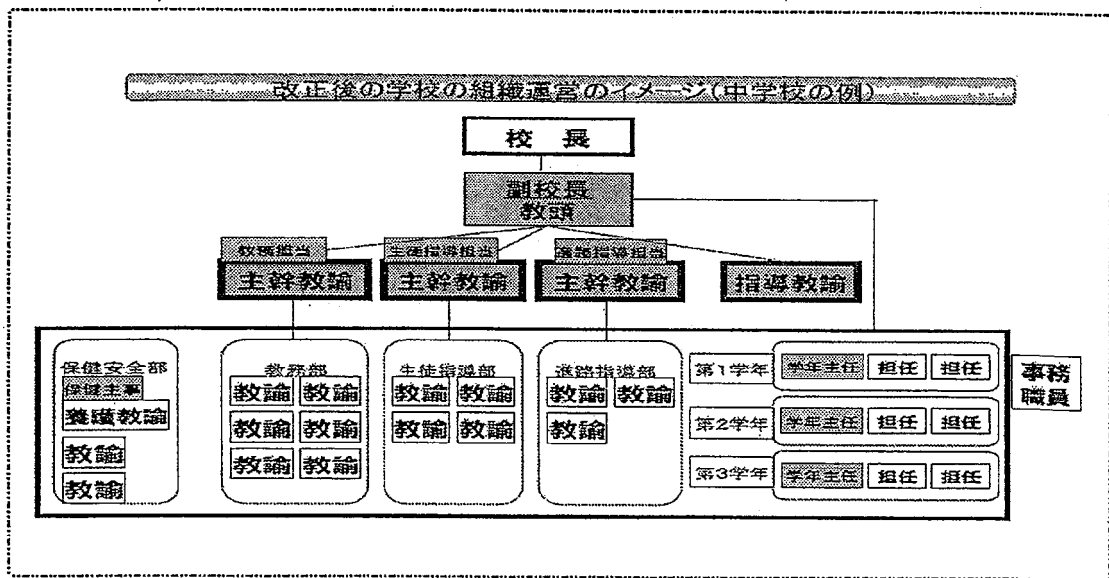
2 新たな職の職務内容

副校長	<p><u>校長を助け、命を受けて校務をつかさどる</u> 機動的な学校運営体制を確立するため、校長が指定する校務の一部（例えば生徒指導分野など）について、専決権が与えられるなど、校長に代わって自らの権限で処理することができる</p>
主幹教諭	<p><u>校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる</u> 組織的・機動的な校務運営体制を実現するため、担当校務について、他の教員に指示するなど、一定の責任と権限を持って処理することができる</p>
指導教諭	<p><u>児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う</u> 組織的・計画的に教員の指導力を向上させるため、高い指導力を有する優れた教員がその知識・技能・経験を踏まえ、他の教員に職場内研修等を通じて、一定の責任と権限を持って指導助言をすることができる</p>

3 配置の考え方及び配置数

職名	配置の考え方	配置予定数
副校長	教頭複数配置校（本市では、小学校のみ）の一部において教頭職1名の定数を振替	2名以内
主幹教諭	小学校 小規模校以外の学校の一部において教諭職1名の定数を振替 中学校 小規模校以外の学校の一部において教諭職2名の定数を振替 状況により授業等の負担軽減のための非常勤講師の配置あり。	小学校 6校×1名＝6名 中学校 6校×2名＝12名
指導教諭	主幹教諭配置校の一部において教諭職1名の定数を振替	小・中学校あわせて5名

4 改正後の学校の組織運営のイメージ



教員免許更新制の概要について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月より教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許更新制の導入(教育職員免許法改正)

○目的

その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図り、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。

○教員免許状(平成21年4月1日以降に授与されたもの)の有効期間

・普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定める。

○有効期間の更新

- ・免許状の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。
- ・免許管理者(都道府県教育委員会)は、最新の知識技能の修得を目的とする免許状更新講習を修了した者等について、免許状の有効期間を更新する。
- ・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合には、有効期間を延長できる。

○施行前(平成21年3月31日まで)に授与された免許状を有する教員の取扱い

- ・施行前に授与された免許状を有している教員は、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない。
- ・講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失う。

学校、家庭、地域の連携に関する教員、保護者の意識

～ アンケート調査結果より ～

名 称 : 教育行政に関するアンケート調査
 調査時期 : 平成17年11月～12月
 調査対象 : 教員 360名、保護者 600名
 回収率 : 93.1%(教員 323名、保護者 571名)

【教員へのアンケート結果】

「現行の職務」について、どれくらい忙しいと感じていますかという問いに関しては「年間を通じて、常に忙しい」が約89%、「時期によっては忙しい」が約11%と、ほぼ全ての教員が忙しいと感じている。

あなたは、現行の職務について、どれくらい忙しいと感じていますか。

	小 学 校				中 学 校				合 計	
	教 諭		管理職		教 諭		管理職			
年間を通じて、常に忙しい	194人	93.7%	31人	83.8%	44人	74.6%	18人	90.0%	287人	88.9%
時期によって忙しい	12人	5.8%	6人	16.2%	15人	25.4%	2人	10.0%	35人	10.8%
あまり忙しくない	1人	0.5%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.3%
まったく忙しくない	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
計	207人		37人		59人		20人		323人	

「あなたの職務について、多忙感の原因だと思われるもの」に関する教員の回答は、「生活指導が必要な児童生徒が増えたため」が約28%と最も多く、ほぼ同じく、「学校が処理する業務や作成しなければならない書類が増えたため」が約27%となっている。

「生活指導が必要な児童生徒が増えたため」では中学校教諭の4割、「保護者や地域住民への対応が増えたため」では小学校管理職の3割以上、「学校が処理する業務や作成しなければならない書類が増えたため」では小学校教諭の約3割、中学校管理職の3割以上が多忙感の原因と答えている。

あなたの職務について、多忙感の原因だと思われるものを2つ選び、をつけてください。

	小 学 校				中 学 校				合 計	
	教 諭		管理職		教 諭		管理職			
生活指導が必要な児童生徒が増えたため	103人	24.9%	16人	21.6%	48人	40.7%	13人	32.5%	180人	27.9%
保護者や地域住民への対応が増えたため	55人	13.3%	26人	35.1%	19人	16.1%	11人	27.5%	111人	17.2%
学校が処理する業務や作成しなければならない書類が増えたため	118人	28.5%	23人	31.1%	21人	17.8%	14人	35.0%	176人	27.2%
教育委員会や管理職からの指示・伝達が増えたため	38人	9.2%	8人	10.8%	0人	0.0%	0人	0.0%	46人	7.1%
教材作成などの授業準備や児童生徒の学習評価に費やす時間が増えたため	65人	15.7%	0人	0.0%	21人	17.8%	0人	0.0%	86人	13.3%
その他	35人	8.5%	1人	1.4%	9人	7.6%	2人	5.0%	47人	7.3%
計	414人		74人		118人		40人		646人	

「教職員メンタルヘルス対策事業」に関しては、「このまま継続して実施すべき」が約38%と最も多く、管理職で5割以上、教諭も約3割が「このまま継続して実施すべき」と回答している。以下、「もっと充実して実施すべき」は約27%、「内容を見直して実施すべき」約23%の順となっており、約9割の教員が「教職員メンタルヘルス対策事業」に対して実施すべきと答えている。

「教職員メンタルヘルス対策事業」について

	小 学 校				中 学 校				合 計	
	教 諭		管 理 職		教 諭		管 理 職			
このまま継続して実施すべき	70人	33.8%	20人	54.1%	20人	33.9%	11人	55.0%	121人	37.5%
もっと充実して実施すべき	59人	28.5%	9人	24.3%	15人	25.4%	4人	20.0%	87人	26.9%
内容を見直して実施すべき	50人	24.2%	7人	18.9%	14人	23.7%	4人	20.0%	75人	23.2%
廃止すべき	16人	7.7%	0人	0.0%	7人	11.9%	0人	0.0%	23人	7.1%
その他	12人	5.8%	1人	2.7%	3人	5.1%	1人	5.0%	17人	5.3%
計	207人		37人		59人		20人		323人	

【保護者へのアンケート結果】

「保護者として、望ましい先生像として期待していること」に関する保護者の回答は、小学校、中学校ともに「子どもを信頼し、子どもの自主性や気持ちを理解しようとする事」が最も多く37%となっている。次いで、「教え方がうまく、学力をしっかり身に付けさせること」が約28%となっている。

保護者として、望ましい先生像として期待していることを2つ選び、をつけてください。

	小学校		中学校		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
教え方がうまく、学力をしっかり身に付けさせること	247人	27.4%	75人	31.3%	322人	28.2%
子どもに対して厳しく「しつけ」ができること	115人	12.7%	33人	13.8%	148人	13.0%
子どもを信頼し、子どもの自主性や気持ちを理解しようとする事	336人	37.3%	86人	35.8%	422人	37.0%
子どもと遊んだり、話し相手になれること	118人	13.1%	19人	7.9%	137人	12.0%
保護者や地域と適切にコミュニケーションがとれること	61人	6.8%	21人	8.8%	82人	7.2%
その他	25人	2.8%	6人	2.5%	31人	2.7%
計	902人		240人		1,142人	

スクールミーティングで出された主な意見・要望

<<スクールミーティングについて>>

趣 旨

今後の教育行政の参考にするため、教育長をはじめ教育委員会の幹部職員が学校現場に出向き、日頃の教育活動、保護者等との関わり、教育施策などについて、教職員の生の意見・要望を聴くスクールミーティングなどを開催した。

実施時期

平成17年7月25日（月）～10月12日（水）

実施個所

19箇所（学校17校、PTA協議会、婦人団体）

参加者数

455名（教職員、PTA・婦人団体関係者）

1 日頃の教育活動について

子どもたちの現状について

- ・ 健康面・情緒面で課題を抱えている子どもが多い。
- ・ 子どもたちのコミュニケーション能力が低下している。
- ・ 生活リズムの乱れによる、遅刻や欠席が多い。
- ・ 子どもの体力が低下しているが、体育の授業だけでは、子どもたちの体力向上をさせることは難しい。

教員の状況について

- ・ 週5日制で多忙になり、子どもと向きあう時間や教材研究などの時間を確保するのが困難だ。
- ・ 市の各部局（区役所）や地域から児童や校長に対して行事参加依頼が多すぎる。
- ・ 家庭が崩壊している子どもにかかわりたいが、そのような時間が無い。
- ・ 精神的に病んでいる教員が多い。
- ・ 部活動は教師が当然やるべきものだと親は思っている。土日も全て返上してやっている顧問のこともわかってほしい。

教員の配置について

- ・ 病休の代替は非常勤講師でなく、常勤もしくは正規教諭を配置してほしい。
- ・ 情緒不安定な子どもが多い学級に加配してほしい。
- ・ 生徒指導の専任教員を希望する学校に配置してほしい。
- ・ 音楽や体育、理科などの専科教員の配置してほしい。
- ・ 優秀な講師については、一次試験を免除するなど配慮してほしい。

研修について

- ・ 新採教員の研修が過密なため、子どもと接する時間がほしい。
- ・ 教員研修は時間数より、中身の充実を図ってほしい。
- ・ 教育センターの研修が同じ日に複数の教科が重なっており、どれも受講したいのに、配慮が足りない。

学校の安全確保・危機管理体制について

- ・ 警察官に週1回の巡回をお願いしているが、不審者への対応が心配だ。
- ・ 通学路の安全確保が年々難しくなっている。
- ・ 鍵の開け閉めのため、教頭・教務主任等に過重な負担がかかっている。
(朝7:30頃、夕20:00頃)
- ・ スクールヘルパーは、安全・安心対策以外の業務まで手が回らない。

2 保護者や地域との関わりについて

保護者や地域の状況について

- ・ 保護者の生活の乱れが、そのまま子どもに表れている。
- ・ 朝ご飯を食べていない子どももかなりいる。
- ・ 朝、担任が電話して子どもを起こさないといけない家庭が各学級1~2名はいる。
- ・ 保護者会に参加してほしい家庭の親が参加してくれない。
- ・ 教員が便利商品のように扱われ、たとえば偏食についても学校で指導してほしいと言われる。
- ・ 核家族化で子どものことを相談できる相手もないのが現状で、そのケアも学校につけがまわってきている。
- ・ 地域の方(年長者等)がよく子どもにかかわってくれるので、ゆったり、楽しそうに、生き生きと子どもにかかわってくれる地域の方の存在は貴重である。
- ・ 地域と学校のつながりはうすい。地域で起こったことはすべて学校に苦情としてあがってくる。

対応策について

- ・ 地域や家庭の教育力の充実のため、PTAに対する啓発を強化したい。
- ・ 子育てについて年配の方の意見を聞く機会や学ぶ場を設置したい。
- ・ 家庭が教育の原点であることを啓発してほしい。
- ・ 子ども・保護者の指導、信頼関係の確立に向けて教育委員会に支援してほしい。
- ・ 保護者塾や子育て塾さらには教師塾など創設してはどうか。
- ・ 保護者の苦情処理を担う第三者機関を設置してほしい。

3 教育委員会への要望・意見について

- ・ 教育委員会は教師をもっと信頼し、支える教育委員会であってほしい。
- ・ 市からの照会や配布物が多すぎる。もっと整理できないか。
- ・ 行政は、学校現場をもっと知ってほしい。
- ・ 外部評価について、地域にはいろいろな方がいるので、何でも評価をしてもらうのはどうかと思う。評価に振り回されないようにしなければいけない。
- ・ 加配教員の配置、原級留置や出校停止、選択授業など学校裁量権を拡大してほしい。
- ・ 校長や教頭を直接支援する施策を実施してほしい。
- ・ 新しい施策は、学校現場の声を十分に汲み上げ、また教員のやる気を起こさせるものにしてほしい。

本市の生徒指導の現状・課題・方向性

1 生徒指導上の諸問題（ 数値別紙 ）

（ 1 ）不登校について

現 状 不登校の出現率は全国的に見ても低い。

全国： 1 . 1 7 % 北九州市： 0 . 8 0 %

課 題 中 1 不登校(小学校から中学校への進学時に不登校数が増加する)の問題。

方向性 小・中学校の教員が連絡会や連絡票による情報交換を定期あるいは機会を捉えて行っている。

（ 2 ）いじめについて

現 状 いじめの定義の見直しで、昨年度は前年度比約 3 0 倍の 6 4 2 件であった。
本年度は、昨年度と比較して減少傾向にある。

課 題 いじめの早期発見と早期対応。

方向性 子どもの状況を把握するため、アンケートや放課後等を利用した教育相談、保護者との連携を図る家庭訪問を随時行っている。

（ 3 ）暴力行為等について

現 状 対教師、生徒間暴力、器物損壊等の暴力行為は、年間約 1 0 0 件でほぼ横ばい傾向。本年度も同様の傾向である。

課 題 暴力行為等への対応と未然防止の取組。

方向性 警察や少年サポートチーム等と連携し、面談・指導している。

少年サポートチームの指導員が、保護者に対して学校の指導の理解を深めるよう面談している。

学校警察連絡協議会において定期的に校区内等の夜間補導を実施している。

2 指導力の向上を図る職員研修等への参加

定例の生徒指導主事主任会議（ 8 回 ） 専任生徒指導主事会議（ 3 回 ） 生徒指導対策研修会に参加し、問題行動への対応について研修するとともに、学校間の生徒指導の情報交換等に努めている。

3 学校支援ラインの活用（ 別紙参照 ）

市単費講師事業の経緯

事業名	設置目的	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
少人数・習熟度別指導推進事業	「授業は1クラス40人にこだわらず、個に応じたきめ細かな少人数学習体制による学力向上への取り組み」という点から、平成15年度に市費で非常勤講師を任用する本事業を創設。					82人	79人	71人			
フレンドリー指導員事業	平成11年当時、小、中学校における児童・生徒の問題行動が深刻な状況にあり、こうした問題の解決のため、緊急雇用対策事業として、福岡県緊急地域雇用特別基金を財源に、平成12年1月に「生徒指導特別対策事業」を創設。	22人	28人	20人	32人	34人	34人	44人	特色ある学校づくりのための講師活用事業 弾力的活用の観点から3事業を統合し、勤務時間等の見直しを行いより効率的、効果的な活用を図る。	学校支援のための市費講師活用事業 事業名変更 引続き生徒指導や特別支援の体制の充実強化を目指す。	
放課後教室事業	同和対策事業として行われていた学力補充学級が平成14年度末で終了したことに伴い、一般対策として、平成15年度に全市立小中学校の全児童生徒を対象に、学習機会の拡充を図り、学習した内容を確実に身に付けることができるよう「放課後教室事業」を創設。					49人	49人	50人	さらには、新たに特別支援教育の充実を図る。	講師の報酬単価アップ(2年間で段階的)	120人
いじめ対策のための市費講師配置事業	平成18年末に実施した「いじめ問題総点検」の結果を踏まえ、特にいじめの実態が顕著に見られる小中学校で、人的措置が必要な学校に市費講師を配置する。									8月から 15人	15人
35人以下学級実施に伴う市費講師配置事業	小学校1、2年生及び中学校1年生において、35人学級以下実施に伴い必要となる教員は国庫少人数加配を充てて、現在の教育水準を維持するため、必要な講師を配置する。										小学校1年生及び中学校1年生での実施のために必要な講師 10人
合計		22人	28人	20人	32人	165人	162人	165人	120人	135人	145人

人数は、平成17年度までは決算ベース、平成18年度以降は予算ベース

スクールヘルパーの現状と課題

1 目的

子どもの確かな学力や豊かな心等「生きる力」を育むためには、学校と地域がそれぞれの教育機能を生かしながら連携することが必要である。

「スクールヘルパー」は、保護者や地域の諸団体の協力を得て、様々な知識や経験を生かしながら、学校教育の場でボランティアとして活動し、子どもの安全対策、授業の手伝いなど、様々な教育活動を支援することを目的とする。

2 現状

登録者数（平成19年3月31日現在）

区分	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	計
教育的支援	151	1,338	535	9	2,033
学習習慣定着	-	167	173	-	340
安全対策	50	3,243	72	16	3,381
計	201	4,748	780	25	5,754

3 成果

登下校の安全確保ができています。

校内を巡回することにより、不審者の進入予防となっている。

校内生活において、昼休み等子ども達とコミュニケーションをとることで、子ども達が安心して活動でき表情が豊かになっている。

地域との連携において、パイプ役となっている。

4 課題

スクールヘルパーの高齢化。

学校規模の影響により、スクールヘルパーの確保が困難。

地域に頼り、PTAの協力が薄い地域がある。

スクールヘルパーの活動が、子ども達とのふれあいに重点が置かれ、不審者対策等に対する意識が薄い。

5 今後の方向性

人材の発掘、人材バンク制度の設立

学校支援ボランティア団体（NPO法人等）による自主運営組織の設立

学校支援ラインの概要

1 目的

教育委員会内に学校支援ラインを設置し、指導・助言等による適切かつ迅速な対応で、学校で起こる諸問題や、保護者・地域からの相談・苦情等の解決が長期化・複雑化することを防止し、学校が本来の役割である教育課程の推進や生徒指導等に専念できるよう、学校の支援を行う。

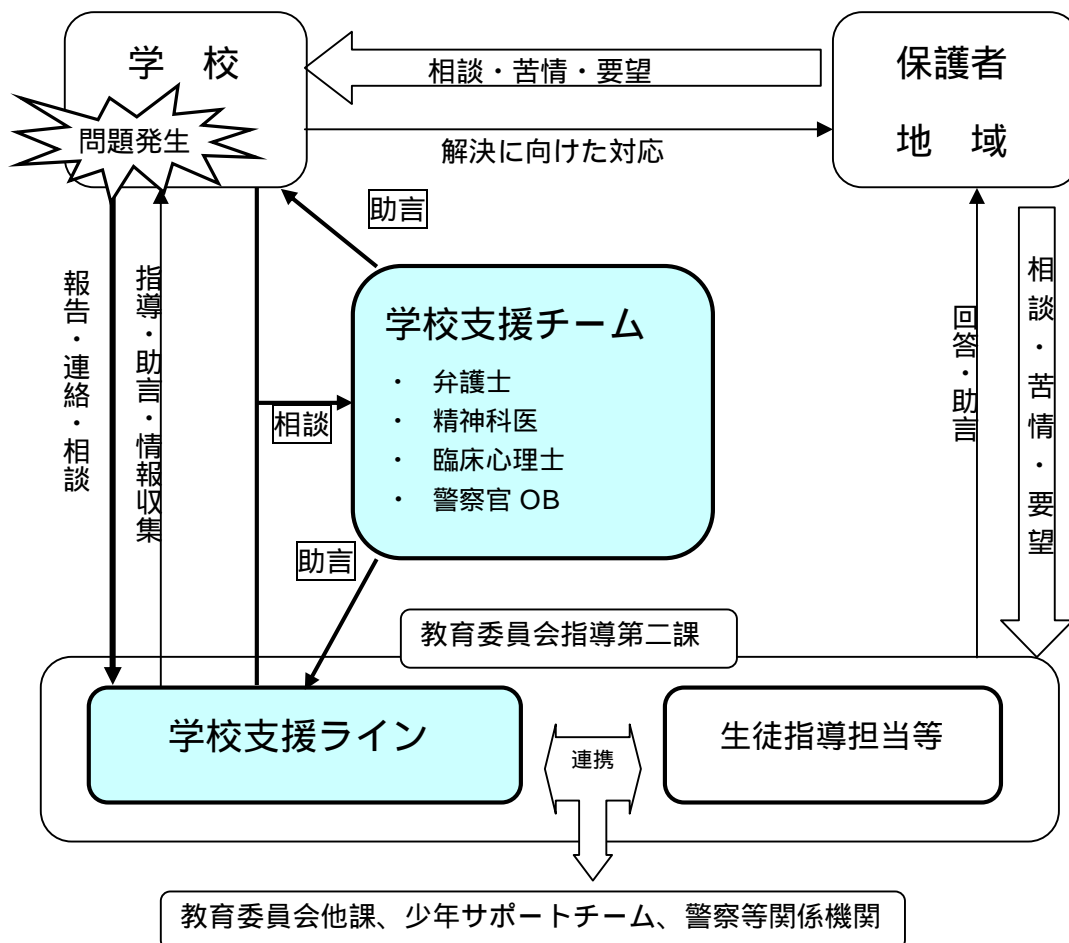
2 業務内容

- (1) 学校訪問による情報収集と、問題発生の予防
- (2) 学校単独では解決困難な事案等に対する指導、助言
- (3) 学校教育に対する相談、苦情及び要望等への対応
- (4) 学校支援に関する施策の企画、調整及び推進
- (5) 学校支援チームと学校との連絡調整

3 人員

主幹 1 名、指導主事(区巡回) 5 名、主査 2 名

4 問題事案や保護者からの相談・苦情等への対応(関連図)



学校支援ライン・チームの活動状況

平成20年1月末現在

問題発生予防

校内体制の確立・保護者対応
地域・関係機関等との連携

事件・事故等の緊急対応

学校での事件・事故・問題行動等

児童生徒保護者への対応

解決

不満・不信

苦情・要求への対応

学校・教委への苦情・要求等

学校支援ライン
での受信対応

364件

対応

理不尽な要求
・解決が困難

52件

対応

解決が困難で
助言が必要

33件

解決又は解決の方向

支援ラインの活動

<主幹・主査・指導主事>

<予防>

状況確認・指導助言

[指導主事等活動(学校訪問等)]

全215校・園 延2,513回

<緊急対応>

事実確認・情報収集・関係機関連携
(学校以外に警察、病院等)

学校長等への指導助言

人的支援(学校内での校長の補佐等)

保護者対応(保護者会への同席等)

事後対策(カウンセラーの手配等)

報道・議会等への対応

[指導主事等活動(学校訪問等)]

104校 208件 延355回

<苦情等対応>

保護者対応

(保護者へ助言、学校・保護者の仲介)

事実確認・情報収集・関係機関連携

(学校以外に警察、子ども家庭局等)

学校長等への指導助言

事後対策(カウンセラーの手配等)

[主査等活動(受信対応等)] 364件

[指導主事等活動(学校訪問等)]

65校 110件 延167回

支援チームの活動

[弁護士・精神科医・警察官OB等]

<苦情等対応>

専門家による学校長等への助言

[チーム相談件数(定例・臨時)]

延30校 33件

スクールカウンセラー活用事業について

1 趣旨

いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

2 実施計画

(1) スクールカウンセラー配置校

平成16年度より、全市立中学校63校にスクールカウンセラーを配置。

(2) 平成19年度配置状況

週12時間・年35週	54校
週16時間・年35週	9校

3 スクールカウンセラーの職務について

スクールカウンセラーは、校長の指揮監督の下に、以下の職務等を行う。

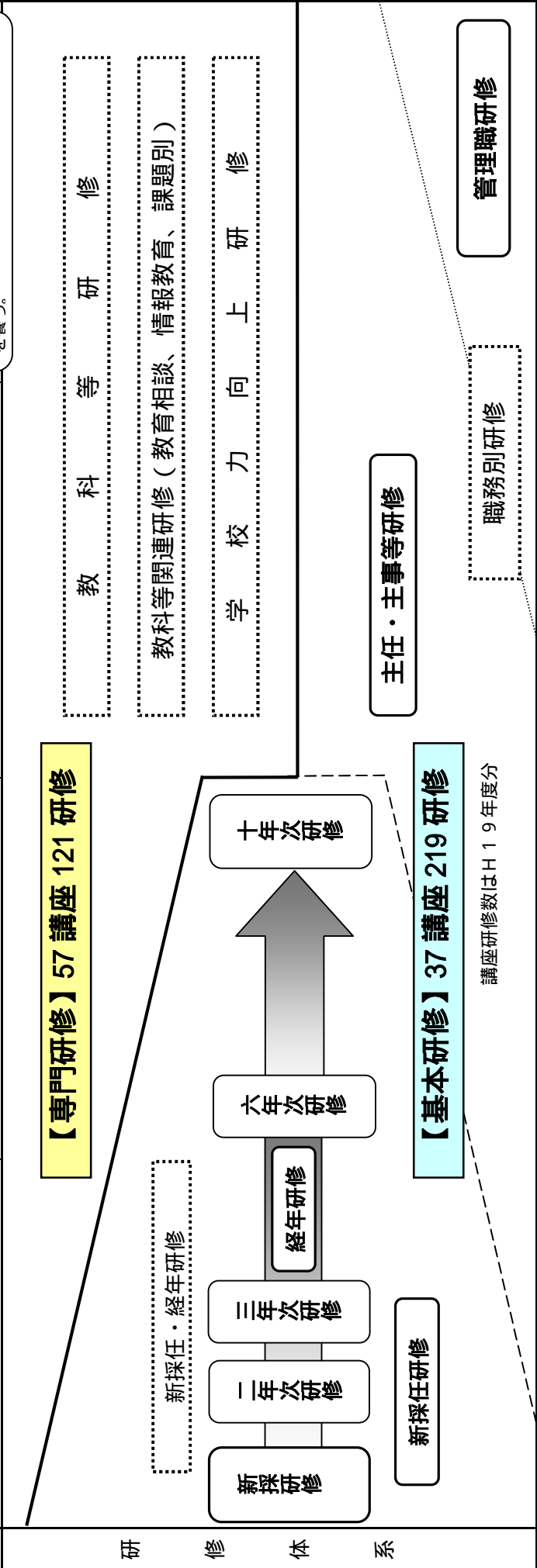
- ・ 生徒へのカウンセリングを行う。
- ・ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。
- ・ 生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供を行う。
- ・ その他、生徒のカウンセリング、好ましい人間関係づくり等に関し有効に活用する。

中学校の校区にある小学校を含めた相談体制を整備し、必要に応じて対応する。(全小学校)

教育センターにおける研修体系

H19年度の基本方針
北九州市の教育（学校・家庭・地域）の現状を踏まえ、教職員に求められる資質能力の向上及び人材育成に資する研修を編成し、実施する。

区分	ステージ（教職基礎形成期）		ステージ（教職資質向上期）	ステージ（教職資質充実期）	ステージ（教職資質発展・円熟期）
	初任者	教職2年目～5年目	教職6年目～9年目	10年経験者	教職21年目以上
研修の目的	<p>教職への自覚と使命感をもち、教職員集団の一員としての役割を理解し、行動する力を養う。教科等を中核に、教育実践にかかわる基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。</p>	<p>教職員集団の一員としての役割を果たし、学校運営の一翼を担う力を養う。自己の教育実践を振り返り、教科等の指導、生徒指導、学級経営等についての実践的指導力の向上を図る。</p>	<p>【専門研修】57講座121研修</p>	<p>専門性の向上と得意分野の伸長を目指し、教科等の指導、生徒指導等の実践的指導力を一層高めるとともに、後輩への指導・支援ができる資質能力を養う。</p> <p>教育活動推進のためにリーダーシップを発揮し、活力ある学校運営に資する校務の企画・実践を行うとともに、後輩への指導・支援ができる資質能力を養う。</p>	<p>（実践リーダー） 教科等の指導や生徒指導等においてさらなる指導力を発揮するとともに、実践リーダーとして他の教職員に指導助言を行うなど、教育活動の中核を担う資質能力を養う。</p> <p>（主任・主事等） 教育活動全般において教職員に対する指導力を発揮し、機動的な学校運営の中心的な役割を担う資質能力を養う。</p> <p>（管理職） 学校の内部環境及び学校を取り巻く外部環境を的確に把握・分析し、学校経営ビジョンのもと特色ある学校経営を行う資質能力を養う。</p>



教員の長期社会体験研修事業

1 事業目的

今日、学校教育は、情報化、国際化、高齢化等の社会の変化、また、学校週5日制の進展やいじめの問題等教育上の課題に適切に対応することが求められている。

こうした状況において、学校教育の担い手である教員については、教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、広く豊かな教養といった基礎的な資質能力の向上を図るとともに、社会の構成員としての視野を広げることが極めて重要である。

このため、平成8年度から2年間文部省の委嘱を受け、教員を企業等に長期に実際に派遣する体験研修を実施し、効果的な研修内容・方法の在り方等について実践的な調査研究を行ったところであるが、派遣された教員からも好評を得ており、研修成果も上がっている。

また、平成10年度から「福岡県教育公務員の長期研修派遣事業」の一環として位置づけ、教員の資質向上を図るため、本市の事業として実施している。

2 事業概要

(1) 派遣教員数および派遣期間

【単位:人】

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1ヶ月	6	6	6	2	2	2	2	0	0	0	0	0
2ヶ月	3	6	4	6	6	4	2	0	0	0	0	0
3ヶ月	4	2	2	0	0	4	5	9	9	9	9	8
6ヶ月	1	1	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0
1年	0	0	1	1	0	1	4	5	6	6	6	6
計	14	15	14	9	10	12	14	14	15	15	15	14

(2) 派遣先

【単位:人】

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
製造業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2
運輸・輸送	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報・通信	3	3	2	1	2	3	3	3	2	2	2	2
デパート	4	4	4	1	1	1	2	2	2	2	1	0
ホテル	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2
テーマパーク	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	1	1
その他	0	0	2	1	1	1	2	3	5	4	6	7
計	14	15	14	9	10	12	14	14	15	15	15	14

教職員の人事評価制度

1 制度の目的

本市の教職員の人事評価制度は、評価やそれに基づく指導を通じ、教員の資質能力の向上と学校教育の活性化を図る。

2 制度の概要

目標管理による「能力開発」「人材育成」型の評価

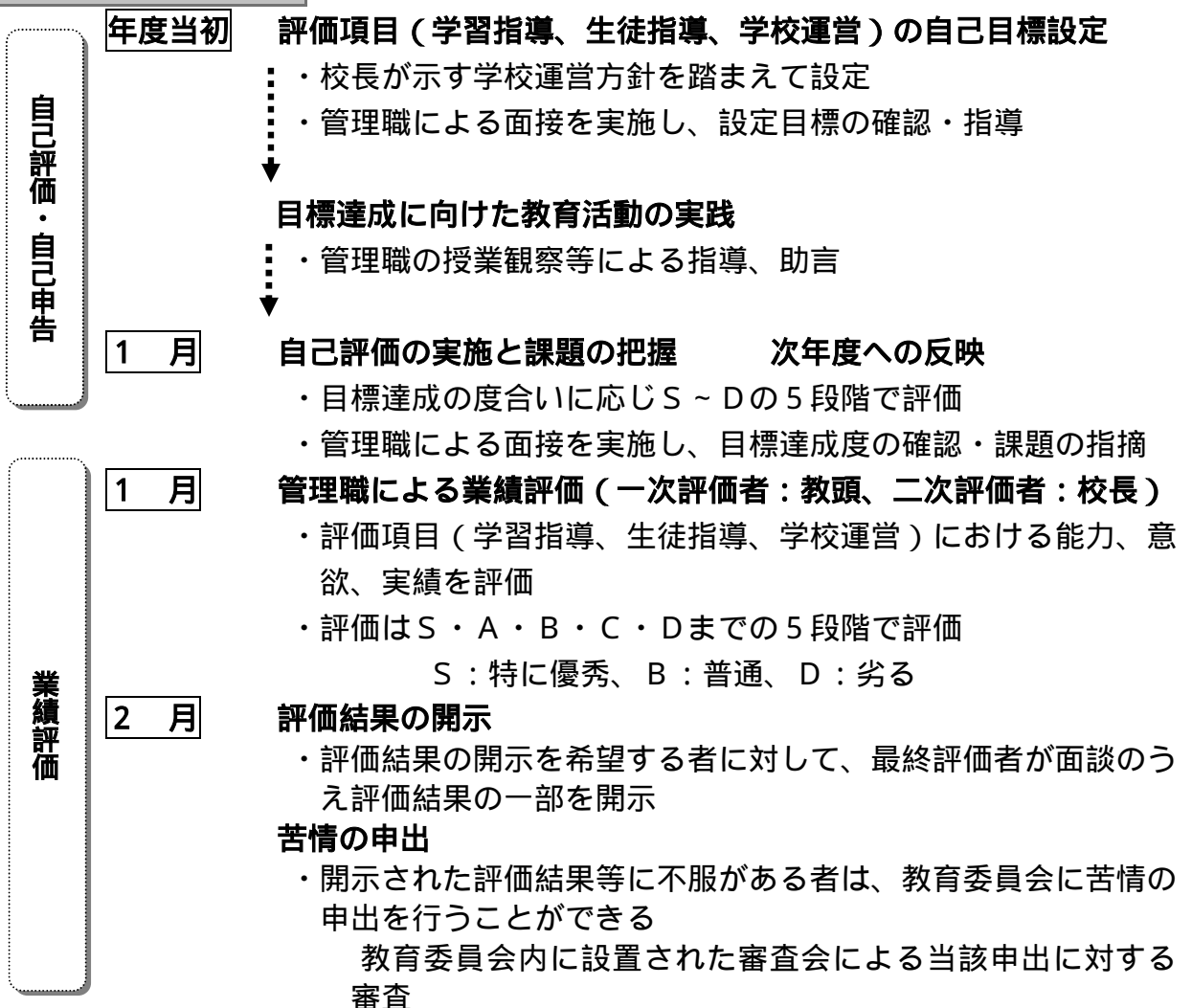
(1) 自己評価・自己申告

自己評価・自己申告は、被評価者が学校経営方針を踏まえ、自ら目標を設定することで、より主体的に職務に取り組むとともに、自己評価を行って自己の実践を振り返り、自己の能力や改善点を把握することによって、個々人の能力開発・向上を図ろうとするものである。

(2) 業績評価

業績評価は、被評価者の長所、短所等を的確に把握し、被評価者の能力開発に生かしていくとともに、被評価者の能力や実績等を適正に評価し、それを配置や研修、給与の処遇等に生かすことで、被評価者の意欲を引き出し、さらには学校組織を活性化しようとするものである。

3 制度のプロセス



指導力不足教員の人事管理システム

1 全教員の指導力の調査と校内等における研修

校(園)長は、所属教員と面談を行い、指導力を4段階(A~D)で判定する。(7月)

校(園)長は、学校において、指導力に問題のある教員について指導研修を行う。

指導力に問題のある教員(指導力調査C, D判定者)及び希望者を対象に指導力向上研修を実施。

・受講者数: 65名(H15実績)、63名(H16実績)、64名(H17実績)、51名(H18実績)

校(園)長は、所属教員の業績を24種のチェック項目ごとに5段階(5~1)で評価する。(1月)

校(園)長は、評価が下位の者について指導力の再調査を実施し、結果(D判定者)を教育委員会に報告する。(1月)

2 指導力調査の結果をもとに「教員の指導力判定委員会」で判定

<判定委員会における判定事項>

指導力不足教員の判定(長期特別研修対象者の選定)

長期特別研修後の措置(学校復帰の可否、研修延長の要否)

指導観察後の措置(指導観察の解除、教員としての適格性)

平成16年度から管理能力不足管理職員の判定(希望・分限降任、自主退職勧奨等)も行っている。

<判定委員会の構成>

教育長、教育次長、関係部長、外部委員(弁護士、精神科医師、PTA代表)

3 長期特別研修の実施

指導力不足教員と判定された者に対し長期特別研修(原則1年間)を命じる。

<長期特別研修受講者数の推移等>

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	実績計	H19
長期特別研修受講者数	3	6	6	6	5	6	32	2
研修終了後の措置	自主退職	1	1	0	0	0	2	-
	学校復帰	2	5	6	6	5	30	-

その後の自主退職者	1	3	3	1	2	0	10	-
現在の在職者	1	2	3	5	3	6	20	-

優れた教員の表彰制度

1 趣 旨

「指導力不足教員に関する人事管理調査研究協議会」の提言（平成15年3月）に基づき、やる気があり優れた教育活動を実践している教員を適正に評価し、その意欲や努力に報いる方策として平成16年度から実施したものの。

2 表彰制度の概要

表彰の対象となる教育活動の内容（下記の2つ以上に該当することが条件）

優れた教育活動の基準は、次の7項目。

- 卓越した指導力で、模範となる授業を実践している
- 児童生徒、保護者、地域住民から大きな信頼を得ている
- 教育的愛情を持って模範となる生徒指導等を行っている
- 学校教育の目標を達成するために学校運営に大きく貢献している
- 適切な指導により部活動等で優れた実績を上げている
- 研修・研究活動において優れた実績を上げている
- その他優れた教育活動を実践している

表彰方法

表彰者数は、毎年優秀な教員表彰は50人以内、特別表彰は5人以内
被表彰者には、表彰式において表彰状（特別表彰は表彰盾）及び記念品（表彰者：1万円相当、特別表彰：3万円相当）を贈呈
表彰結果は、マスコミや広報誌、ホームページ等を通じて公表。

表彰の手続き

学校（園）長の推薦（2月上旬）	選考委員会での選考（6月上旬）
教育委員会会議で決定（6月中旬）	表彰式（7月下旬）

選考委員会：弁護士、PTA等学識経験者、教育委員会幹部職員で構成

平成19年度表彰式

日 時 平成19年7月20日 16時～17時
場 所 本庁 大集会室

表彰結果の活用方法等

昇任選考や海外派遣研修者、国内の出張研修者選考等で活用を検討

表彰の状況

年度	H16	H17	H18	H19	合計
表彰人数	36名	50名	50名	50名	186名
上記のうち特別表彰	3名	5名	5名	5名	18名

第5回会議 参考資料1の補足説明

平成19年度 全国学力・学習状況調査（概要）

1 調査目的

- (1) 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図り、併せて児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげる。

2 調査時期

平成19年4月24日(火)

3 調査対象等

対象学年	対象学校数	調査参加 児童・生徒数	備 考
小学校第6学年	131校	8,345人	小学校全校参加
特別支援学校 小学部第6学年	2校	2人	(病弱又は身体虚弱)特別支援学校 2校(門司・企救)参加
中学校第3学年	63校	7,704人	中学校全校参加
特別支援学校 中学部第3学年	2校	20人	(病弱又は身体虚弱)特別支援学校 2校(門司・企救)参加
合 計	198校	16,071人	

4 調査内容

(1) 教科に関する調査

- ・主として「知識」に関する問題【国語A、算数・数学A】
- ・主として「活用」に関する問題【国語B、算数・数学B】

(2) 生活習慣や学習環境に関する質問紙調査

- ・児童生徒に対する調査
- ・学校に対する調査

食育及び中学校給食に関する意識調査（概要）

1 調査目的

北九州市食育推進会議において、北九州市における食育推進のための指針となる「北九州市食育推進計画」の策定及び、子どもの食育の観点から「中学校給食のあり方」について検討する上での基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時期

平成19年7月中旬

3 調査対象等

対象	対象者数	回収数	有効回答 (分析対象)	備考
市民	2,500人	1,273人	1,212人	住民基本台帳より市内居住者(15歳以上)を無作為に抽出し郵送
中学生	2,414人	2,414人	2,385人	北九州市立の中学校 63校全校を対象に、指定する学年のうち1クラスを任意抽出した。
保護者	2,414人	2,192人	2,185人	調査対象である生徒の保護者を対象とした。
教員	932人	898人	898人	北九州市立の中学校 63校全校の管理職、クラス担任、養護、特別支援学級の教員を対象とした。
合計	8,260人	6,777人	6,680人	回収率 約82%

有効回答は、分析にあたって性別や年代等の無回答者を除いた数

4 調査内容

- 国の食育推進基本計画の目標指標値に関わる意識調査
- 日頃の食生活に関わる実態調査
- 子ども(中学生)の食生活と生活リズムに関する実態調査
- 子どもの食育を推進する上での重要事項に関する意識調査
- 地元農産物等に関する意識調査
- 中学校給食に関する意識調査